

費用・利益保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、不測かつ突発的な事故によって被保険者が被る損害（費用損害または喪失利益損害をいいます。以下同様とします。）に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第3条（保険金の支払額）

当会社は、支払限度額を限度とし、損害の額（損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を控除した額とします。以下同様とします。）を保険金として、支払います。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第2章 基本条項

第5条（保険責任の始期および終期）

（1）当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に終わります。

（2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（3）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（告知義務）

（1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または

重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることが妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第7条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実がある場合（(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第8条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第9条（保険契約に関する調査）

- (1) 当会社は、いつでも、保険契約に関して必要な調査をすることができます。
- (2) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第10条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第11条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当

会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第13条（重大事由による解除）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）当会社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

（3）（1）または（2）の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から④までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

（1）第6条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（2）第7条（通知義務）（1）の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、同条（1）の事実が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条（1）の事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（3）当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（4）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、第7条（通知義務）（1）の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更

する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に従い、保険金を支払います。

第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 第10条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条（保険料の返還－取消しの場合）

第11条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第18条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第6条（告知義務）(2)、第7条（通知義務）(2)、第9条（保険契約に関する調査）(2)、第13条（重大事由による解除）(1)または第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第19条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(2) 損害が生じた場合は、当会社は、保険契約に関して必要な調査をすることができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条（損害防止義務および損害防止費用）

(1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{第1条（保険金を支払う場合）の} \\ \text{事故による損害の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{損害の発生および拡大を防止する} \\ \text{ことができたと認められる額} \end{array} = \text{損害の額}$$

第21条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害の額を証明する書類

③ 事故原因を確認する書類

④ その他当会社が第22条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（保険金の支払時期）

（１）当会社は、被保険者が第21条（保険金の請求）（２）の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ② （１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑤ 事故発生の原因となる事由もしくは損害の発生状況の検証・分析に特殊な専門知識・技術を要する場合または同一の事故により多数の被保険者もしくは多数の保険の対象が損害を被った場合において、（１）①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

（３）（２）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（２）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、（２）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

（４）（１）から（３）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）から（３）までの期間に算入しないものとします。

第23条（時効）

保険金請求権は、第21条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条（代位）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第25条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

（１）この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

（２）（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または

被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する義務を負うものとします。

第26条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第27条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

既経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%
既経過期間	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

レピュテーション費用特約条項（日本私立大学協会用）

第1条（用語の定義）

この特約条項において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
対象事由	職場または教育の場（被保険者の学校に関するものであり、かつ日本国内にあるものに限ります。）における侵害行為の発生またはそのおそれをいいます。
侵害行為	次の行為をいいます。 ① 労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。 ② 性的な言動に対する労働者もしくは学生等の対応によりその労働者もしくは学生等に不利益を与えること、またはその性的な言動により就業環境もしくは学習環境を害すること ③ 職場または教育の場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上または学校教育活動上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境または学生等の学習環境を害すること。 ④ 労働者に対する次の事由に関する言動により、その労働者の就業環境を害すること。 ア．労働者の妊娠または出産 イ．産前・産後休業等の制度または措置の利用 ウ．育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用
学生等	学校教育法に規定する学生、生徒、児童および幼児をいいます。
役員	被保険者の理事、監事その他法人の業務を執行する機関をいいます。
労働者	被保険者の学校において、被保険者のために学校教育活動に従事する者をいい、役員を含みます。
労働者等	次の者をいいます。 ① 労働者

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	② 労働者となるための申込みを行った者（記名被保険者が試験、面接、試用その他類似の採用行為を実施した者を含みます。）
学校教育活動	教育基本法に規定する教育の目的および学校の種類に応じた学校教育法に定める目的に沿って、日本国内において行う教育活動（校外活動、部活動、学生等に対する進路指導、入学者の選考に関する事務および学生等の学籍管理に関する事務を含みます。）のうち、被保険者の学校にかかるものをいいます。ただし、侵害行為に該当するものを除きます。
マスメディア	新聞、雑誌またはテレビをいいます。
選定コンサル会社	事故時に対策の方法等について相談する広報のコンサルティングを行う会社をいいます。
公式SNSアカウント	次のものをいいます。 公式SNSアカウントのSNSの種類およびアカウント名（またはURL）を列举する。
一連の対象事由	対象事由が発生した時または被害者の数等にかかわらず、同一の原因、事由もしくは行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての対象事由をいいます。
初年度契約	継続契約以外の費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびレピュテーション費用特約条項に基づく保険契約（以下「レピュテーション保険契約」といいます。）をいいます。
継続契約	レピュテーション保険契約の保険期間の末日（そのレピュテーション保険契約が末日前に解除されていた場合はその解除日）を保険期間の初日とするレピュテーション保険契約をいいます。
危機管理コンサルティング費用	被保険者が第2条（事故の定義）（1）の事故の影響を発生させないためもしくは最小化するためまたは被保険者の信頼を回復させるための対策について、被保険者が選定コンサル会社から支援、指導または助言を得るために支出した費用をいい、対策の必要性を相談するために支出した費用を含みます。
弁護士相談費用	法律の観点からの第2条（1）の事故への対策について弁護士に相談する費用をいいます。ただし、保険契約者

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対する報酬の場合は、事故に関する相談費用として追加で要するものに限りします。
報道状況分析、ソーシャルリスニング費用	第2条（1）の事故に関するマスメディアの報道またはウェブサイトもしくはソーシャル・ネットワーキング・サービスへの掲載もしくは投稿の状況を調査または分析する費用をいいます。
危機対策本部設置支援費用	第2条（1）の事故に対応するために被保険者が対策本部を設置する費用をいいます。
緊急会見・社告費用	第2条（1）の事故について公表、説明または謝罪するために行うマスメディアによる記者会見、発表もしくは広告または公式ホームページもしくは公式SNSアカウントへの投稿の費用をいい、選定コンサル会社による支援、指導または助言の費用を含みます。
原因調査費用・信頼回復広告費用	第2条（1）の事故の原因を調査する費用および第2条（1）の事故によって失われた被保険者の信頼を回復させることを直接の目的として行われる広告宣伝活動のための必要かつ有益な費用をいいます。ただし、第2条（1）の事故の有無にかかわらず通常要する費用を除きます。

第2条（事故の定義）

- （1）普通約款第1条（保険金を支払う場合）の「不測かつ突発的な事故」は、対象事由が発生すること（以下「事故」といいます。）とします。
- （2）当会社が保険金を支払う事故は、次のいずれかによってその事故が客観的に明らかになったものに限りします。
- ① マスメディアによる報道
 - ② 被保険者が事故の発生を認識し、選定コンサル会社の推奨に基づき、被保険者がマスメディアによる記者会見、発表もしくは広告または公式ホームページもしくは公式SNSアカウントへの投稿によって対象事由を公表したこと。
- （3）当会社が保険金を支払う事故は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に発見されたものに限りします。「発見」とは、マスメディアによる報道によって客観的に明らかになった時または被保険者が（1）の事故の発生を認識した時（認識したと合理的に推定される時を含みます。以下同様とします。）のいずれか早い時をいいます。ただし、一連の対象事由は、発生した時もしくは場所、被害者の数、報道したマスメディアの媒体の種類、報道機関の数または報道の回数にかかわらず、（1）の事故

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

が最初に発見された時にすべて発見されたものとみなします。

第3条（損害の定義）

普通約款第1条（保険金を支払う場合）の「損害」は、事故が発見された日からその日を含めて180日以内に事故への対応として被保険者が支出した次の費用（その額およびその使途が社会通念上妥当なものに限ります。以下「損害」といいます。）とします。ただし、②から⑥までの費用については、選定コンサル会社に対策の必要性を相談し、選定コンサル会社が推奨をした対策を行うことによって生じたものに限ります。

- ① 危機管理コンサルティング費用
- ② 弁護士相談費用
- ③ 報道状況分析、ソーシャルリスニング費用
- ④ 危機対策本部設置支援費用
- ⑤ 緊急会見・社告費用
- ⑥ 原因調査費用・信頼回復広告費用

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）の規定に定めるところによるほか、次のいずれかに掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 初年度契約の保険期間の初日より前に報道されていた事実と同一の原因、事由または行為もしくはその行為に関連する他の行為に起因する事故による損害
- ② 初年度契約の保険期間の初日より前に被保険者が認識していた事故による損害
- ③ 初年度契約の保険期間の初日より前に被保険者が認識していた事故と同一の原因、事由または行為もしくはその行為に関連する他の行為に起因する事故による損害
- ④ 初年度契約の保険期間の初日より前に被保険者が開始した内部調査によって発見された事故による損害

第5条（損害の額の算定）

この特約条項において、「損害の額」は、第3条（損害の定義）に定める損害の額とします。

第6条（保険金の支払額）

（1）当社は、普通約款第3条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、第3条（損害の定義）に規定する損害については、1回の事故につき損害の額から保険証券記載の自己負担額を控除した額（保険証券に自己負担額の記載がない場合は自己負担額はないものとして算出します。以下同様とします。）に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額（保険証券に縮小支払割合の記載がない場合は100%として算出します。以下同様とし

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ます。) に対して保険金を支払います。ただし、保険証券記載の支払限度額（1 事故）を限度とします。

（2）当社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、保険証券記載の支払限度額（保険期間中）を限度とします。

第 7 条（事故発見時等の義務）

（1）保険契約者または被保険者は、事故を発見した場合は、次に掲げる事項を遅滞なく履行しなければなりません。

① 選定コンサル会社に連絡し、対策の必要性および必要な場合の対策の内容について相談すること。

② 事故の詳細を当社に通知すること。

（2）（1）②の通知を受けた場合は、当社は、いつでも、事故の状況に関して必要な調査をすることができ、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、これに協力しなければなりません。

（3）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）または（2）の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 8 条（保険金の請求）

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第 21 条（保険金の請求）（2）の規定によるもののほか、保険金請求書に次の書類を添えて当社に提出しなければなりません。

① 選定コンサル会社が推奨をした対策であることが確認できる客観的書類

② 被保険者が支出した第 3 条（損害の定義）①から⑥までのそれぞれの費用の額が確認できる客観的書類

③ 次のいずれかの書類。なお、第 3 条①から⑥までの対策を実施した報告書等において、次のアまたはイの内容が確認できる場合は、その報告書等を含みます。

ア．事故がマスメディアの報道によって明らかになった場合は、次のいずれかの書類

（ア）新聞または雑誌による報道の場合は、報道機関、媒体および報道内容が確認できる客観的書類

（イ）テレビによる報道の場合は、報道された番組名、放送局および日時が確認できる客観的書類

イ．事故が被保険者の公表によって明らかになった場合は、次のいずれかの書類

（ア）記者会見の場合は、記者会見の開催日時内容が確認できる客観的書類

（イ）新聞への広告の掲載の場合は、掲載された媒体、日時および内容が確認できる客観的書類

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(ウ) テレビへの広告の掲載の場合は、広告代理店等への発注書・指示書、掲載された媒体、番組名、放送局および日時が確認できる客観的書類

(エ) 公式ホームページまたは公式SNSアカウントへの投稿の場合は、投稿内容および投稿日時が確認できる客観的書類

第9条（損害防止費用）

普通約款第20条（損害防止義務および損害防止費用）（1）の規定により保険契約者または被保険者が損害の発生および拡大の防止のために支出した費用については、保険金を支払うべき損害に該当しないかぎり、当会社はこれを負担しません。

第10条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

保険責任期間および保険料精算に関する特約条項

第1条（保険責任の始期および終期）

費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、当会社の保険責任は、被保険者ごとに契約日の翌月1日に始まり、2023年の3月末に終わります。

第2条（暫定保険料）

- （1）当会社は、この特約条項が付帯された保険契約の締結に際し、別途定める暫定保険料を領収します。
- （2）普通約款第5条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「保険料」とあるのは、「暫定保険料」と読み替えます。

第3条（通知）

- （1）保険契約者は、保険証券記載の通知締切日を基準日として、基準日前 12 か月間に被保険者となったものを取りまとめ、次に掲げる事項を当会社所定の通知書により、保険証券記載の通知開始日（2回目以降は保険証券記載の通知開始日と通知間隔に基づき通知を行う日とします。）までに当会社に通知しなければなりません。

- ① 加入日
 - ② 被保険者氏名
 - ③ 被保険者住所

- （2）（1）に定める通知書に記載した事項（以下「通知事項」といいます。）につき変更が生じた場合には、保険契約者は、その都度遅滞なく当会社にその旨を通知しなければなりません。

第4条（通知の遅滞・脱漏）

第3条（通知）の通知に遅滞または脱漏があった場合は、当会社は、遅滞または脱漏のあった被保険者について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その遅滞または脱漏が保険契約者の故意または重大な過失によるものでなかったことを保険契約者が立証し、その被保険者について直ちに同条に準じて通知し、かつ、当会社がこれを認めた場合は、この規定を適用しません。

第5条（保険料の精算）

- （1）保険契約者は、第3条（通知）の通知に基づき当会社が算出した確定保険料（以下

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「確定保険料」といいます。)を精算期日(保険証券記載の精算開始日および2回目以降は保険証券記載の精算開始日と精算間隔に基づき精算を行う日をいいます。以下同様とします。)までに払い込まなければなりません。ただし、最終の精算期日(保険期間に対して1回の精算期日を定めた場合にはその精算期日とします。)に払い込まれるべき確定保険料については、暫定保険料との間でその差額を精算するものとします。

(2)(1)の保険料の計算が終了した後に通知事項に変更があり、保険料の返還または請求の必要が生じた場合は、その都度遅滞なく所定の保険料を返還または請求するものとします。

第6条(準用規定)

(1)この保険契約において、レピュテーション費用特約条項の規定は、下表のとおりと読み替えます。

規定	読替前	読替後
第2条(事故の定義)(3)	保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)読替前	保険責任期間
第4条(保険金を支払わない場合)	保険期間	保険責任期間

(2)この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。